

◎政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 郵便貯金法の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日等

（1） この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行の日から施行することとした。ただし、2は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 自治振興基金の額を13,406,000千円（改正前13,646,000千円）に減額することとした。（第3条関係）
- 2 県北沿岸振興事業に係る貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を設けることとした。（第5条、第6条関係）
- 3 施行期日等

（1） この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 本人確認情報の利用及び提供を行うに当たっての県の責務について定めることとした。（第2条関係）
- 2 本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務を特定非営利活動促進法に関する事務のうち住民基本台帳法別表第5に掲げるものとした。（第3条、別表第1関係）
- 3 区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法を規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法とした。（第4条関係）
- 4 本人確認情報の利用に係る事務を肥料取締法第4条の登録等に関する事務であって規則で定めるもの等とした。（第5条、別表第2関係）
- 5 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務を地方自治法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの等とした。（第6条、別表第3関係）
- 6 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法を規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法とした。（第7条関係）
- 7 利用及び提供の状況の公表について定めることとした。（第8条関係）
- 8 青少年の環境浄化に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 9 施行期日

この条例は、平成19年5月1日から施行することとした。ただし、8は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに大船渡市等10市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 2 児童福祉法第59条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに二戸市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）

- 3 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 4 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 5 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 6 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 7 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 8 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 9 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の他の事業を行うことの承認等に係る事務を、宮古市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 10 屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却等に係る事務を、紫波町等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 11 身体障害者福祉法第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託に係る事務を、新たに大船渡市等13市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 12 火薬類取締法第3条の火薬類の製造の許可等に係る事務を、花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 13 採石法第33条の採取計画の認可等に係る事務を、宮古市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 14 高圧ガス保安法第5条第1項の第一種製造者の製造の許可等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 15 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可等に係る事務を、一関市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 16 森林法第34条の3第1項の間伐の届出の受理等に係る事務を、一関市等5市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 17 診療放射線技師法及び診療放射線技師法に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書の受理等に関する事務を、宮古市等の9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 18 道路法第15条の県道の改築に係る事務を、大船渡市が処理しないこととするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 19 農地法第4条第1項の農地の転用の許可等に係る事務を、盛岡市等4市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 20 商工会議所法第7条第2項各号の特定商工業者該当基準の引上げの許可等に係る事務を、新たに宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 21 武器等製造法第17条第1項の猟銃等の製造の事業の認可等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 22 ガス事業法第46条第1項の徴収等に係る事務を、一関市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 23 土地区画整理法第4条第1項の施行の認可等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 24 歯科技工士法及び歯科技工士法施行令に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 25 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定等に係る事務を、新たに一関市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 26 租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定に係る申請に必要な証明書の交付に係る事務を、一関市が処理しないこととするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 27 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の事業の転換の認可等に係る事務を、宮古市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 28 自然公園法第13条第6項の特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理等に係る事務を、遠野市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 29 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議等に係る事務を、大船渡市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 30 水道法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認等に係る事務を、宮古市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 31 臨床検査技師等に関する法律及び臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 32 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 33 工場立地法第4条の2の地域準則の制定等に係る事務を、新たに大船渡市等13市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 34 知的障害者福祉法第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託に係る事務を、新たに大船渡市等13市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 35 商工会法第23条第1項の設立の認可等に係る事務を、遠野市等7市町村が新たに処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 36 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 37 電気用品安全法第45条第1項の報告の徴収等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 38 家庭用品品質表示法第4条第1項の指示等に係る事務を、盛岡市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 39 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する事務を、雫石町等16町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 40 河川法第9条第2項の一級河川の河川工事に係る事務を、一関市が処理しないこととするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 41 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 42 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理等に係る事務を、新たに遠野市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 43 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 44 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の液化石油ガス販売事業の登録等に係る事務を、花巻市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 45 砂利採取法第16条の採取計画の認可等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 46 大気汚染防止法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 47 騒音規制法第3条第1項の規制地域の指定等に係る事務を、宮古市等4市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 48 都市計画法第29条第1項の開発行為の許可等に係る事務を、一関市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 49 電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の電気工事業の営業の登録等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 50 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の立入検査等に係る事務を、新たに大船渡市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 51 水質汚濁防止法第5条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 52 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、宮古市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 53 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の選任等の届出の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 54 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る事務を、大船渡市等7市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 55 消費生活用製品安全法第83条第1項の報告の徴収等に係る事務を、盛岡市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 56 中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画の認定等に係る事務を、宮古市等7市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 57 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の変更の届出の受理に係る事務を、新たに大船渡市等13市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 58 国土利用計画法第28条第1項の遊休土地である旨の通知等に係る事務を、新たに宮古市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 59 浄化槽法第5条第1項の浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 60 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに大船渡市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 61 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 62 ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 63 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の導入計画の認定等に係る事務を、新たに釜石市等4市村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 64 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 66 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に係る事務を、新たに釜石市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 66 土壌汚染対策法第3条第1項本文の汚染状況の調査結果の報告の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 67 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のツキノワグマの捕獲等の許可等に係る事務を、新たに盛岡市等7市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 68 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに大船渡市等14市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 69 健康増進法第10条第3項の国民健康・栄養調査の実施等に係る事務を、二戸市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 70 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に係る事務を、新たに八幡平市等13市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 71 火薬類取締法施行令第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 72 土地区画整理法施行令第16条第2項の解任投票所等の設定等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 73 中小小売商業振興法施行令第9条第1項の高度化事業計画の変更の認定等に係る事務を、宮古市等7市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 74 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表の安全な場所の指示等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 75 冷凍保安規則第21条第2項の製造施設完成検査証の交付等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 76 液化石油ガス保安規則第32条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 77 一般高圧ガス保安規則第31条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付等に係る事務を、奥州市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 78 都市計画法施行規則第37条の開発行為登録簿の閉鎖等に係る事務を、一関市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 79 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第59条第2項の貯蔵施設等の完成検査証の交付等に係る事務を、新たに花巻市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 80 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の電子情報処理組織の使用に係る届出の受理等に係る事務を、宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 81 県立自然公園条例第10条第4項の特別地域内での行為の許可等に係る事務を、大船渡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 82 屋外広告物条例第15条の3第2項の保管広告物等の一覧簿の閲覧等に係る事務を、紫波町等3町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 83 岩手県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の特別地域内での行為の許可等に係る事務を、宮古市等 5 市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 84 浄化槽法施行条例第 1 条の 2 の浄化槽の撤去等の届出の受理に係る事務を、新たに宮古市等 3 市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 85 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 9 条第 1 項の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市等 2 市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 86 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 24 条の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市等 2 市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 87 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 33 条第 1 項の地域の指定等に係る事務を、新たに宮古市等 2 市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 88 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 69 条第 3 項の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市等 2 市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 89 循環型地域社会の形成に関する条例第 20 条第 2 項の立入検査等に係る事務を、新たに大船渡市等 10 市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 90 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 6 条第 1 項の立入検査等に係る事務を、新たに大船渡市等 9 市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 91 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第 1、別表第 2 関係)
- 92 消費生活用製品安全法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第 2 関係)
- 93 旅券法第 3 条第 1 項の一般旅券の発給の申請の受理等に係る事務を、新たに宮古市等 5 市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 94 岩手県収入証紙条例第 8 条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務を、新たに宮古市等 5 市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第 2 関係)
- 95 都市計画法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第 2 関係)
- 96 施行期日等
- (1) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- ア 91 に関する規定 平成 19 年 4 月 16 日
- イ 92 に関する規定 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 104 号)の施行の日
- ウ 93 及び 94 に関する規定 平成 19 年 10 月 1 日
- エ 95 に関する規定 平成 19 年 11 月 30 日
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項～附則第 4 項関係)

◎岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(条例第 8 号)

- 1 犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するという条例の目的を定めた。(第 1 条関係)
- 2 基本理念について定めることとした。(第 2 条関係)
- 3 県の責務について定めることとした。(第 3 条関係)
- 4 県民の役割について定めることとした。(第 4 条関係)
- 5 事業者の役割について定めることとした。(第 5 条関係)
- 6 市町村との連携等について定めることとした。(第 6 条関係)

- 7 県民等の自主的な活動の促進について定めることとした。(第7条関係)
- 8 情報の提供について定めることとした。(第8条関係)
- 9 児童等の安全の確保について定めることとした。(第9条関係)
- 10 児童等の安全教育の充実について定めることとした。(第10条関係)
- 11 高齢者等の安全の確保について定めることとした。(第11条関係)
- 12 犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅について定めることとした。(第12条関係)
- 13 犯罪の防止に配慮した店舗等について定めることとした。(第13条関係)
- 14 犯罪の防止に配慮した事業活動等について定めることとした。(第14条関係)
- 15 犯罪被害者等に対する支援について定めることとした。(第15条関係)
- 16 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 図書類を読ませることを業とする者及びテープ類を見せることを業とする者をそれぞれ図書類及びテープ類の販売等の自主規制の対象に加えることとした。(第3条関係)
- 2 犯罪等を誘発するおそれがある図書類等を自主規制の対象とすることとした。(第3条関係)
- 3 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をこの条例の規制の対象とすることとした。(第4条、第11条、第11条の2関係)
- 4 不健全な図書類の指定による規制の範囲を拡大し、及び包括指定の要件を改めることとした。(第10条関係)
- 5 図書類販売業者等が、青少年に対して指定図書類を販売すること等を禁止することとした。(第10条関係)
- 6 不健全なテープ類の指定による規制の範囲を拡大し、及び包括指定の要件を改めることとした。(第10条の2関係)
- 7 自動販売機等を設置する者の届出事項を改めることとした。(第12条関係)
- 8 自動販売機等業者は、学校(大学を除く。)等の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類等を収納しないように努めなければならないこととした。(第13条関係)
- 9 深夜に営業を行う者等は、正当な理由なく営業に係る施設内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならないこととした。(第17条関係)
- 10 特定の施設の営業を行う者及びその代理人等は、当該施設に深夜において青少年を立ち入らせてはならないこととした。(第17条の2関係)
- 11 質屋営業を営む者等は、青少年から物品等を質に取り金銭を貸し付けること又は買い受けること等をしてはならないこととした。(第17条の3関係)
- 12 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施すこと等をしてはならないこととした。(第18条の2関係)
- 13 何人も、青少年がみだらな性行為等を行うこと等を知って、場所の提供等をしてはならないこととした。(第18条の3関係)
- 14 保護者及びインターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者等は、青少年が有害情報を閲覧等しないように努めなければならないこととした。(第19条の2第1項及び第2項関係)
- 15 特定電気通信役務提供者及び端末設備の販売等を業とする者等は、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならないこととした。(第19条の2第3項及び第4項)
- 16 みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止並びに12及び13の禁止に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の

罰金に処することとした。(第 29 条第 1 項関係)

17 指定図書類等を自動販売機等に収納した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとした。(第 29 条第 2 項関係)

18 自動販売機等の届出をしない者等、深夜に青少年を連れ出す等した者、深夜に青少年を特定の施設に立ち入らせる等した者、青少年から物品等を質に取り金銭を貸し付ける等した者は、30 万円以下の罰金に処することとした。(第 29 条第 4 項関係)

19 自動販売機等に表示をしなかった者は、10 万円以下の罰金に処することとした。(第 29 条第 5 項関係)

20 施行期日等

(1) この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項～附則第 5 項関係)

#### ◎感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例 (条例第 10 号)

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、感染症診査協議会条例について所要の整備をすることとした。(第 1 条関係)

2 結核予防法の廃止に伴い、結核診査協議会条例を廃止することとした。(第 2 条関係)

3 施行期日

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則関係)

#### ◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例 (条例第 11 号)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、同法に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を定めた。(第 1 条関係)

2 知事は、精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、報告を求めることとした。(第 2 条関係)

3 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第 3 条関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

#### ◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例 (条例第 12 号)

1 職業能力開発校の授業料の額を増額することとした。(第 5 条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項関係)

#### ◎農業中学校条例の一部を改正する条例 (条例第 13 号)

1 農業中学校の授業料の額を増額することとした。(第 6 条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項関係)

#### ◎森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例 (条例第 14 号)

1 森林整備地域活動支援交付金基金条例の有効期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延期することとした。(附則第 2 項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例（条例第 15 号）

- 1 林業開発資金に関する損失補償条例を廃止することとした。
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎公営林造成基金条例（条例第 16 号）

- 1 公営林の造成を行うとともに、林業の振興、災害の復旧その他特別の事件に要する経費の財源に充てるため、公営林造成基金を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 用語の意義について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 基金に属する財産の種類について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 公営林の造成は、知事の策定する経営計画に基づいて行うものとする事とした。（第 4 条関係）
- 5 公営林の管理について定めることとした。（第 5 条関係）
- 6 現金及び有価証券の管理について定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 運用益金の処理について定めることとした。（第 7 条関係）
- 8 繰替運用について定めることとした。（第 8 条関係）
- 9 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は知事が定めることとした。（第 9 条関係）
- 10 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則第 1 項関係）

（2） 県有林造成基金条例（昭和 39 年岩手県条例第 35 号）の一部を改正することとした。（附則第 2 項関係）

（3） 岩手県県有林事業特別会計条例（昭和 46 年岩手県条例第 8 号）の一部を改正することとした。（附則第 3 項関係）

◎都市計画法施行条例を廃止する条例（条例第 17 号）

- 1 都市計画法施行条例を廃止することとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成 19 年 11 月 30 日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

- 1 構造計算適合性判定を要する確認申請に係る確認申請手数料について定めることとした。（第 11 条関係）
- 2 構造計算適合性判定を要する計画通知に係る審査手数料を徴収することとした。（第 11 条の 2 関係）
- 3 学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第 9 条関係）
- 4 施行期日

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日から施行することとした。ただし、3 は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

- 1 建築士法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第 4 条関係）
- 2 施行期日等

（1） この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日から施行することとした。（附則第 1 項関係）

(2) この条例の施行の日前に、不正の手段により、試験を受けた者に対する合格の決定の取消しについては、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県統計調査条例等の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条～第4条関係)
- 2 学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第4条、第5条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 諸般の情勢にかんがみ、知事、副知事及び出納長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料を、減額することとした。(附則第20項関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 知事の事務部局、議会の事務部局、教育委員会の事務部局、県立学校、医療局、企業局及び市町村立学校における職員定数を減じることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成19年4月から平成20年3月までの間における給料の特別調整額の月額を減額することとした。(附則第18項関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成19年4月から平成20年3月までの間における管理職手当の月額を減額することとした。(附則第21項関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 と畜検査等手当について、手当の名称をと畜検査手当とし、食鳥検査員に対する手当の支給を廃止することとした。(第2条、第4条の2、第21条関係)
- 2 徴税手当と給料の特別調整額との併給をしないこととした。(第3条、第21条関係)
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。(第4条関係)
- 4 大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。(第8条の3関係)
- 5 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。(第10条の2関係)
- 6 その他所要の改正をすることとした。(第9条の5、第9条の6関係)

## 7 施行期日

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、5 は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

### ◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

1 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができることとする。こととした。（第 6 条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

### ◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

1 総合雇用対策局を廃止することとし、併せて所要の整備をすることとした。（第 1 条、第 2 条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

### ◎職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（条例第 28 号）

1 国家公務員の留学費用の償還に関する法律第 12 条の規定に基づき、職員の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を定めた。（第 1 条関係）

2 定義について定めることとした。（第 2 条関係）

3 大学院派遣研修を命ぜられた職員が一定の期間内に離職した場合には、県が支出した費用の総額又はその一部を県に償還しなければならないこととした。（第 3 条関係）

4 適用除外について定めることとした。（第 4 条関係）

5 特別職地方公務員等となった者に関する特例を定めることとした。（第 5 条関係）

6 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとする。こととした。（第 6 条関係）

## 7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、3 は、この条例の施行後に大学院派遣研修を命ぜられた職員について適用することとした。（附則第 1 項関係）

(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正することとした。（附則第 2 項関係）

### ◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第 2 関係）

(1) 引取業者登録申請手数料

(2) 引取業者登録更新申請手数料

(3) フロン類回収業者登録申請手数料

(4) フロン類回収業者登録更新申請手数料

2 平成 19 年度から地域限定通訳案内士試験を実施することに伴い、次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。（別表第 4 関係）

(1) 地域限定通訳案内士試験手数料

(2) 地域限定通訳案内士登録申請手数料

(3) 地域限定通訳案内士登録証訂正手数料

(4) 地域限定通訳案内士登録証再交付手数料

- 3 教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員の普通免許状の新教育領域追加手数料を新たに徴収することとした。(別表第8関係)
- 4 施行期日  
この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 個人の県民税
  - (1) 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎を改めることとした。(第36条、附則第18条の5関係)
  - (2) 市町村長が徴収取扱費を算定する月を改め、局長に対する計算書の報告回数を年4回から年3回に改めるとともに、市町村長が算定する徴収取扱費の算定方法を定めることとした。(第36条関係)
- 2 固定資産税  
県の課税する固定資産税について、納期前に納付した場合の報奨金を廃止することとした。(第117条の9関係)
- 3 自動車税及び自動車取得税  
身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税について、免除すべき税額に係る限度額を次のとおりとすることとした。
  - ア 自動車税 45,000円(第103条の4関係)
  - イ 自動車取得税 250万円(当該自動車に身体障害者等用の特別の仕様等がある場合にあっては、250万円に特別の仕様等を加算した額)に税率を乗じて得た額(第123条の7関係)
- 4 その他
  - (1) 地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)
  - (2) 県税の犯則事件に係る調査を行うための吏員証の名称を、県税査察吏員証から徴税吏員証とすることとした。(第4条関係)
  - (3) 身体障害者等に対する自動車税の免除等の取扱いについて整備することとした。(第103条の4、第123条の7関係)
  - (4) その他所要の整備をすることとした。(第1条、第1条の2、第8条、第32条の4関係)
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)は同年8月1日から、4は平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第4条関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 県民税
  - (1) 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限を1年延長することとした。(附則第11条、附則第18条の3の2関係)
  - (2) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率について、1年間延長することとした。(附則第18条の3の2関係)
  - (3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限を2年延長することとした。(附則第18条の3関係)
- 2 自動車取得税  
電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について見直しを行った上で適用期限を2年延長する等所要の改正をすることとした。(附則第27条関係)
- 3 狩猟税

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟の登録を受ける者に対する狩猟税の税率を定めることとした。(第 142 条関係)

#### 4 その他

- (1) 住宅金融公庫が独立行政法人住宅金融支援機構に改組されることに伴い、所要の整備をすることとした。(第 54 条、附則第 20 条の 3 関係)
- (2) たばこ税の税率を 898 円から 1,074 円とすることとした。(第 67 条の 4、附則第 24 条関係)
- (3) 証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第 41 条の 17、第 42 条、附則第 18 条の 2 の 2、附則第 18 条の 2 の 4、附則第 18 条の 3 関係)
- (4) その他所要の整備をすることとした。(附則第 18 条の 2、附則第 18 条の 2 の 4、附則第 18 条の 4 関係)

#### 5 施行期日等

- (1) この条例は、地方税法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 号)の施行の日から施行することとした。ただし、3 は平成 19 年 4 月 16 日から、4(3)は証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日から施行することとした。(附則第 1 条関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 条～附則第 4 条関係)

#### ◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第 32 号)

- 1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第 1 条、第 2 条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

#### ◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例(条例第 33 号)

- 1 北上中部工業用水道の名称及び 1 日最大給水量を改め、第三北上中部工業用水道の項を削ることとした。(第 1 条関係)
- 2 北上中部工業用水道の名称を改め、第三北上中部工業用水道の項を削ることとした。(第 2 条関係)
- 3 施行期日  
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則関係)

#### ◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第 34 号)

- 1 県議会議員の定数の見直しに伴い、常任委員会の委員の定数を 11 人以内から 10 人以内とすることとした。(第 2 条関係)
- 2 県議会議員の定数の見直しに伴い、議会運営委員会の委員の定数を 11 人から 10 人とすることとした。(第 3 条の 2 関係)
- 3 閉会中においては、議長は、会議にはかゝることなく、常任委員、議会運営委員及び特別委員の指名並びに常任委員の委員会の所属の変更をすることができることとし、変更した場合は、議長は、その旨を議会に報告することとした。(第 5 条関係)
- 4 閉会中においては、議会運営委員及び特別委員は、議長の許可を得て辞任することができることとし、議長は、許可した場合は、その旨を議会に報告することとした。(第 11 条関係)
- 5 その他所要の整備をすることとした。(第 18 条関係)
- 6 施行期日  
この条例は、平成 19 年 4 月 30 日から施行することとした。(附則関係)

#### ◎政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第 35 号)

- 1 郵便貯金法の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。(第 2 条第 1 項関係)

2 証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条第1項関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)の施行の日から施行することとした。ただし、2は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 県立高等学校の授業料、通信制受講料及び聴講料の額を増額することとした。(別表第1関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 探偵業の業務の適正化に関する法律の制定及び道路交通法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。(第2条、別表第7、別表第11関係)

(1) 探偵業届出証明書交付手数料

(2) 探偵業変更届出証明書交付手数料

(3) 探偵業届出証明書再交付手数料

(4) 技能試験免除者大型又は中型免許試験手数料

(5) 特定失効者大型又は中型免許試験手数料

(6) 大型又は中型免許試験手数料

(7) 大型又は中型免許技能検定員審査手数料

(8) 大型又は中型免許教習指導員審査手数料

(9) 大型車講習又は中型車講習手数料

2 道路交通法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を減額することとした。(別表第7関係)

(1) 技能試験等免除者特定第一種又は第二種免許試験手数料

(2) 特定第一種又は第二種免許試験手数料(公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあっては、増額)

(3) 技能試験等免除者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料

(4) 指定自動車教習所修了者仮免許試験手数料

(5) 普通免許等の失効後6月を超え1年以内の者に係る仮免許試験手数料

(6) 仮免許試験手数料(公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあっては、増額)

(7) 特定第一種免許技能検定員審査手数料

(8) 特定第一種免許教習指導員審査手数料

(9) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許講習手数料

3 道路交通法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

(1) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料

(2) 大型自動車又は中型自動車検査手数料

(3) 大型又は普通二輪免許再試験手数料(公安委員会が提供する自動車を使用する場合に限る。)

(4) 限定解除審査手数料(公安委員会が提供する自動車を使用する場合に限る。)

(5) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料

(6) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許教習指導員審査手数料

4 その他所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

5 施行期日等

(1) 平成19年6月1日から施行することとした。ただし、1(1)～(3)は、同月2日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県警察本部組織条例及び行政手続条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 次に掲げる条例について、所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県警察本部組織条例(第1条関係)

(2) 行政手続条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県留置施設視察委員会条例(条例第39号)

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定により、岩手県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を定めた。(第1条関係)

2 組織について定めることとした。(第2条関係)

3 委員長について定めることとした。(第3条関係)

4 会議について定めることとした。(第4条関係)

5 庶務について定めることとした。(第5条関係)

6 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定めることとした。(第6条関係)

7 施行期日

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)